



平成 27 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 横浜冷凍株式会社  
代表者名 代表取締役社長 吉川 俊雄  
(コード番号 2874 東証第 1 部)  
問合せ先 広報 I R 部長 鈴木 大介  
電話番号 045-210-0011

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 25 日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を平成 27 年 12 月 22 日開催予定の第 68 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 経営体制の強化充実を図るため、定款第 20 条（取締役の員数）の取締役の員数を 12 名以内から 15 名以内に変更するものであります。
- (2) 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、定款第 23 条（代表取締役及び役付取締役）の役付取締役として、新たに取締役副社長を定めることができる旨を追加するものであります。
- (3) 当社では平成 25 年 12 月をもって相談役が空席となっている現状を反映し、定款第 29 条を削除するものであります。
- (4) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款に第 30 条（取締役との責任限定契約）及び第 39 条（監査役との責任限定契約）を新設するものであります。なお、第 30 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) 条文の新設に伴い、現行定款の条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 27 年 12 月 22 日
定款変更の効力発生予定日	平成 27 年 12 月 22 日

以上

新旧対照表

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
<p>第 20 条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>12 名</u>以内とする。</p> <p>第 21 条～第 22 条 (条文省略)</p> <p>第 23 条 (代表取締役及び役付取締役) 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 24 条～第 28 条 (条文省略)</p> <p><u>第 29 条 (相談役)</u> <u>取締役会の決議により相談役を置くことができる。</u></p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 20 条 (取締役の員数) 当社の取締役は、<u>15 名</u>以内とする。</p> <p>第 21 条～第 22 条 (現行のとおり)</p> <p>第 23 条 (代表取締役及び役付取締役) 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議により、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名及び<u>取締役副社長</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 24 条～第 28 条 (現行のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 29 条 (現行のとおり)</p> <p><u>第 30 条 (取締役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 5 章 監査役及び監査役会	第 5 章 監査役及び監査役会
<p>第 31 条～第 38 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第 31 条～第 38 条 (現行のとおり)</p> <p><u>第 39 条 (監査役との責任限定契約)</u> <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>第 39 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 40 条～第 43 条 (現行のとおり)</p>

以上